

【委託業務】総合評価落札方式評価項目及び評価基準（標準）

①企業の評価

評価項目	評価基準	配点
○同種業務の実績の有無 （平成 23 年度以降） 【注 1】	履行実績 件以上 （発注する業務の特性に応じて件数を設定）	10
	履行実績 件以上 （発注する業務の特性に応じて件数を設定）	5
○同一業種業務の成績評定 （令和 3 年度から令和 7 年度） 【注 2】	75 点以上	10
	73 点以上 75 点未満	8
	71 点以上 73 点未満	6
	68 点以上 71 点未満	4
	65 点以上 68 点未満	2
	65 点未満	0
○直近の成績評定の最低点 （前年度実績） 【注 3】	成績評定値 60 点未満 有	－5
	成績評定値 60 点未満 無	0
○地理的条件 【注 4】	主たる営業拠点 有	10
	従たる営業拠点 有	5
	営業拠点 無	0
○災害時の応急対策活動に関する協定の締結 【注 5】	有	5
	無	0
○消防団協力事業所の認定 【注 6】	有	5
	無	0
○地域ボランティア活動の実績 （前年度実績） 【注 7】	地域ボランティア活動 5 回以上	5
	地域ボランティア活動 3 回以上	3
	地域ボランティア活動 2 回以下	0
○若手・女性技術者の雇用 【注 8】	有	5
	無	0
○障害者雇用対策の実績 【注 9】	雇用 有	5
	雇用 無	0
○男女共同参画の推進に関する表彰（令和 3 年度以降） 又はワーク・ライフバランス等の推進に関する認定等 【注 10】	市表彰又は認定等の取得 有	5
	市表彰又は認定等の取得 無	0
○指名停止の状況 【注 11】	有	－5
	無	0

※ 評価項目については、業務の特性等に応じて設定するものとする。

【注 1】同種業務の実績の有無

同種業務の設定は、発注業務の内容に応じて設定する。また、入札実施年度の実績等（入札参加申請日時点までに完了した業務の挙証資料が提出できるものに限る。）も含むものとする。

【注 2】同一業種業務の成績評定

検査を完了した発注業務と同一業種の本市発注業務の委託業務成績評定値を評価する。

【注 3】直近の成績評定の最低点（前年度実績）

直近の成績評定の最低点は、本市発注業務の同一業種に限らず、全業種の成績評定を対象。なお、当該評価項目は、成績評定の再評定がなされた場合、再評定日を成績評定日とみなす（当初評定が 60 点未満のときを除く）。

【注 4】地理的条件

公告日時点において、高知市内に主たる営業拠点（本社・本店）又は契約可能な従たる営業拠点（支店・支社・事務所・営業所）がある場合に評価する。

【注 5】災害時の応急対策活動に関する協定の締結

入札参加申請日現在における高知市若しくは高知県との協定で、高知市に効力を有する災害時の応急対策活動に関する協定を締結しているか否か。（団体に締結している場合の構成員を含む。）

【注 6】消防団協力事業所の認定

入札参加申請日現在における高知市消防団協力事業所の認定の有無

【注 7】地域ボランティア活動の実績

高知市の地域内における環境美化・防犯等の地域ボランティア活動 3 回以上の実績の有無。

【注 8】若手・女性技術者の雇用

公告日時点において、41 歳未満（開札日を基準とする。以下同じ。）又は女性（年齢は問わない。以下同じ。）の技術職員で当該業務の管理技術者になり得る資格を有する者を雇用している場合に評価する。（公告日時点に申請者と直接的な雇用関係があること。）

【注 9】障害者雇用対策の実績

入札参加申請日現在において障害者の雇用数が、法定雇用率を超えている場合の加点。

【注 10】男女共同参画の推進に関する表彰又はワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等

男女がともに輝く高知市男女共同参画条例に基づく表彰（市表彰）（入札参加申請日現在の表彰の有無を問うもの。）又は次世代育成支援対策推進法若しくは女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主に認定若しくは高知県ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度要綱に基づく認証の取得の有無。

【注 11】指名停止の状況（公告日以前 1 年間）

公告日以前 1 年間に於いて、本市から指名停止措置を受けた期間がある者に対して減点評価を行う。

②配置予定技術者の評価

評価項目		評価基準	配点
管理技術者	○技術者資格 【注1】	技術士の資格 有	5
		RCCM の資格 有	4
		国土交通大臣の認定を受けている者又は地質調査技士の資格 有	3
		上記の資格 無	0
	○継続学習制度（CPD）の取得状況 （過去4年間の単位数） 【注2】	200 単位（ポイント）以上	5
		200 単位（ポイント）未満	0
	○同種業務の実績の有無 （平成23年度以降） 【注3】	履行実績 件以上 （発注する業務の特性に応じて件数を設定）	5
		履行実績 件以上 （発注する業務の特性に応じて件数を設定）	3
		履行実績 件未満 （発注する業務の特性に応じて件数を設定）	0
	○手持ち業務量 （技術者の手持ち業務量（国県市町村を含む）） 【注4】	0 件又は1 件	5
		2 件又は3 件	4
		4 件又は5 件	3
		6 件又は7 件	2
		8 件又は9 件	1
		10 件以上	0
	○同一業種業務の成績評定 （令和3年度から令和7年度） 【注5】	75 点以上	10
		73 点以上 75 点未満	8
		71 点以上 73 点未満	6
		68 点以上 71 点未満	4
		65 点以上 68 点未満	2
		65 点未満	0
	○直近の成績評定の最低点 （前年度実績） 【注6】	成績評定値 60 点未満 有	－5
		成績評定値 60 点未満 無	0
担当技術者	○技術者資格 【注1】	技術士の資格 有	3
		RCCM の資格 有	2
		国土交通大臣の認定を受けている者又は地質調査技士の資格 有	1
		上記の資格 無	0
	○継続学習制度（CPD）の取得状況 （過去4年間の単位数） 【注2】	200 単位（ポイント）以上	3
		200 単位（ポイント）未満	0
	○同種業務の実績の有無 （平成23年度以降）	履行実績 件以上 （発注する業務の特性に応じて件数を設定）	3

照査技術者	【注3】	履行実績 件以上 (発注する業務の特性に応じて件数を設定)	1
		履行実績 件未満 (発注する業務の特性に応じて件数を設定)	0
	○手持ち業務量 (技術者の手持ち業務量 (国県市町村を含む)) 【注4】	0 件	3
		1 件又は 2 件	2
		3 件又は 4 件	1
		5 件以上	0
	○技術者資格 【注1】	技術士の資格 有	5
		RCCM の資格 有	4
		国土交通大臣の認定を受けている者又は地質調査技士の資格 有	3
		上記の資格 無	0
	○同種業務の実績の有無 (平成 23 年度以降) 【注3】	履行実績 件以上 (発注する業務の特性に応じて件数を設定)	5
		履行実績 件以上 (発注する業務の特性に応じて件数を設定)	3
		履行実績 件未満 (発注する業務の特性に応じて件数を設定)	0
	○同一業種業務の成績評定 (令和 3 年度から令和 7 年度) 【注5】	75 点以上	5
		73 点以上 75 点未満	4
		71 点以上 73 点未満	3
		68 点以上 71 点未満	2
		65 点以上 68 点未満	1
		65 点未満	0

※ 評価項目及び評価対象技術者については、業務の特性等に応じて設定するものとする。

【注1】技術者資格

入札参加申請日において、技術士又はRCCMの資格若しくは国土交通大臣の認定（建設コンサルタント登録規程第3条第1号口に基づく認定、補償コンサルタント登録規程第3条第1号口に基づく認定）を受けている者又は地質調査技士の資格を有する場合に評価する。

【注2】継続学習制度（CPD）の取得状況

建設系 CPD 協議会に加盟している各団体の単位数の合計ではなく、いずれかひとつの団体における取得実績を評価する。

なお、新卒採用等の事情により取得可能期間が4年未満の場合は、取得可能な期間に応じて評価する。

【注3】同種業務の実績の有無

同種業務の設定は、発注業種の内容に応じて設定する。また、入札実施年度の実績等（入札参加申請日時点までに完了した業務の挙証資料が提出できるものに限る。）も含むものとし、管理技術者又は担当技術者若しくは照査技術者として従事した業務を対象とする。

【注4】手持ち業務量

公告日における技術者の手持ち業務量を評価する。対象業務は、国、公団又は地方公共団体と契約中である業務で、管理技術者又は担当技術者として配置、登録されている請負金額 500 万円以上の業務（業務種別、共同企業体としての業務を問わない。）とする。

【注 5】同一業種業務の成績評定

検査を完了した発注業務と同一業種の本市発注業務において管理技術者又は担当技術者若しくは照査技術者として従事した業務の成績評定値を評価する。

【注 6】直近の成績評定の最低点（前年度実績）

直近の成績評定の最低点は、本市発注業務の同一業種及び技術者の立場に限らず、全業種の成績評定を対象。なお、当該評価項目は、成績評定の再評定がなされた場合、再評定日を成績評定日とみなす（当初評定が 60 点未満のときを除く）。

③品質確保の評価

評価項目	評価基準		配点
品質確保の評価	品質確保の実効性	良	30 点
		可	15 点
		不可	0 点

※ 高知市建設工事に係る委託業務低入札価格調査制度実施要領（令和 8 年 4 月 1 日制定）により、品質確保の実効性を評価し、その優劣を技術評価点に反映させる。

品質確保の実効性の評価基準は、別途定める評価基準表で、「良」は減点指数の合計が 0 のものとし、「可」は減点指数の合計が 6 未満のもの、「不可」は減点指数の合計が 6 以上のものとする。